（総合防除計画の報告）

第四十条の二　法第二十二条の三第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した総合防除計画に即して法第二十四条の二の規定による指導及び助言を実施する前にしなければならない。

（勧告の方法）

第四十条の三　法第二十四条の三第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法第二十四条の三第一項の規定による勧告をする旨

二　改善すべき事項の内容

三　前号の内容ごとの具体的な改善方法

四　改善すべき期限

五　その他必要と認める事項

2　前項第四号の期限は、対象とする指定有害動植物の発生の状況その他事情を勘案して都道府県知事が定めることとする。

（命令の方法）

第四十条の四　法第二十四条の三第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法第二十四条の三第二項の規定による命令をする旨

二　勧告に従わなかつた事実

三　とるべき措置の内容

四　措置をとるべき期限

五　その他必要と認める事項

2　前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

（譲与の相手方）

第四十一条　法第二十七条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲与する相手方は、法第二十四条第一項の異常発生時において、自ら防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

（申請）

第四十七条　法第二十七条第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に借受申請書（第三十一号様式）を提出しなければならない。

（貸付期間の延長申請）

第五十条　（略）

2　前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を提出して、しなければならない。

3　（略）

三十六	りんごの斑点落葉病菌
三十七	きゆうりのべと病菌
三十八	たまねぎ及びねぎのべと病菌
三十九	ぶどうのべと病菌
四十	いねのもみ枯細菌病菌
四十一	いねの紋枯病菌

（新設）

（新設）

（新設）

（譲与の相手方）

第四十一条　法第二十七条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲与する相手方は、指定有害動植物が風水害等の災害により異常発生した場合において、みずから防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

（申請）

第四十七条　法第二十七条第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、借受申請書（第三十一号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

（貸付期間の延長申請）

第五十条　（略）

2　前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を植物防疫所長に提出して、しなければならない。

3　（略）